

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

# 医療費のお知らせ（医療費通知）について

## 「医療費のお知らせ」とは？

健康管理の重要性をより強く意識していただくため、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ診察日数や医療費等を掲載した「医療費のお知らせ（医療費通知）」を、年2回、ハガキで送付しています。

発送予定月	対象診療月
令和6年1月(上旬)	令和5年1月～9月
令和6年2月(下旬)	令和5年10月～12月

### 【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関名称等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和5年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
令和5年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
令和5年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合計				230,000	23,000		11,490	5,400

## 「医療費のお知らせ」を活用しましょう

診察日数や医療費等に間違いがないか確認するとともに、医療費の推移や健康状況を把握することで自身の健康管理に努めましょう。

## 医療費控除の申告について

医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

北海道後期高齢者医療広域連合 011-290-5601 住民課後期高齢者医療担当 56-2122



## 令和5年度 福祉灯油等支給事業のお知らせ

冬期間における生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、採暖用燃料（福祉灯油等）に係る費用の一部を支給します。

1世帯当たり  
支給額 **21,000円**

### 対象世帯

令和5年11月1日以降、引き続き村内に居住している「令和5年度村民税の非課税世帯」

※上記に該当する場合でも、次の世帯は対象となりません。

- 同一世帯全員が施設入所者、長期入院患者等で、基準日以降引き続き2か月以上不在の場合
- 生活保護世帯
- 令和5年1月1日以降に日本国外から入国した者

### 申請期限

令和6年2月29日(木)

詳細は折り込みチラシ  
をご確認ください！

福祉子育て支援課社会福祉担当 56-2125



# コミュニティ・スクール CS議会

中学生・後期課程生が、  
住みよい村づくりを考える。

## こんな質問・意見がありました！

ふるさと祭りなどの内容を改新、もしくは新しい企画について若い世代の意見を反映してもらえる場面はありますか。

通学路や公園などが夜とても暗いため、街灯の設置箇所を増やして住民が安全に暮らせるようにする必要がありますが、どうお考えですか。

占冠神楽の演者が高齢化しており、後継者もいないので途切れてしまうと予想されます。そのことについてどう考えているか伺います。

姉妹都市アスペン市との交流は2年生（8年生）からですが、絆をより深いものとするため交流時期を早めた方が良いと思いますがどうお考えですか。

11月20日(月)、占冠村総合センター議場にてコミュニティ・スクール議会(CS議会)が開催されました。CS議会は、占冠中学校とトナム学校の生徒たちに議会の仕組みを理解してもらうとともに、積極的な村政参加を促すことを目的としており、今年で6回目の開催となりました。

CS議会は本番の議会さながら緊張感漂う厳粛な雰囲気の中で進行し、CS議会議員からは学校周辺設備の改善や村のイベント、新たな特産品の開発、ごみの問題を含めた環境整備、姉妹都市アスペン市との交流、郷土芸能「占冠神楽」の存続についてなどさまざまな質問や意見が出され、占冠村をより住みよい村にするためにやるべき取り組みについて村議会議員と議論を交わしました。



私自身、初議会の場では膝が震えるくらい緊張したのを覚えています。今日、皆さんの堂々として大変立派でした。質問内容もよく考えられており問題を抽出して素晴らしかったです。



児玉眞澄議長からの講評

一般質問の原則として大切なのが、まず質問をすること、通告制(事前通告)なので通告外の質問はしないこと、執行機関に対して要望やお礼を言うてはいけないということ。また、質問は簡潔・明瞭にすることが重要で、きちんと自分なりの考えや解決策を用意して質問することにより再質問にもつながりません。これらのことを今後も意識してほしいと思います。